

未来につなげる 終身保険^{V2}

通貨選択型一時払終身保険

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット

(契約概要／注意喚起情報)

特定疾病保障コース

※健康状態等の告知が必要です。



契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」は、お申込みの際の重要な事項を、次の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「未来につなげる終身保険V2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「未来につなげる終身保険V2」は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「未来につなげる終身保険V2」の引受保険会社であるマニライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

https://www.bk.mufg.jp

(契約後のご照会)

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

募集代理店

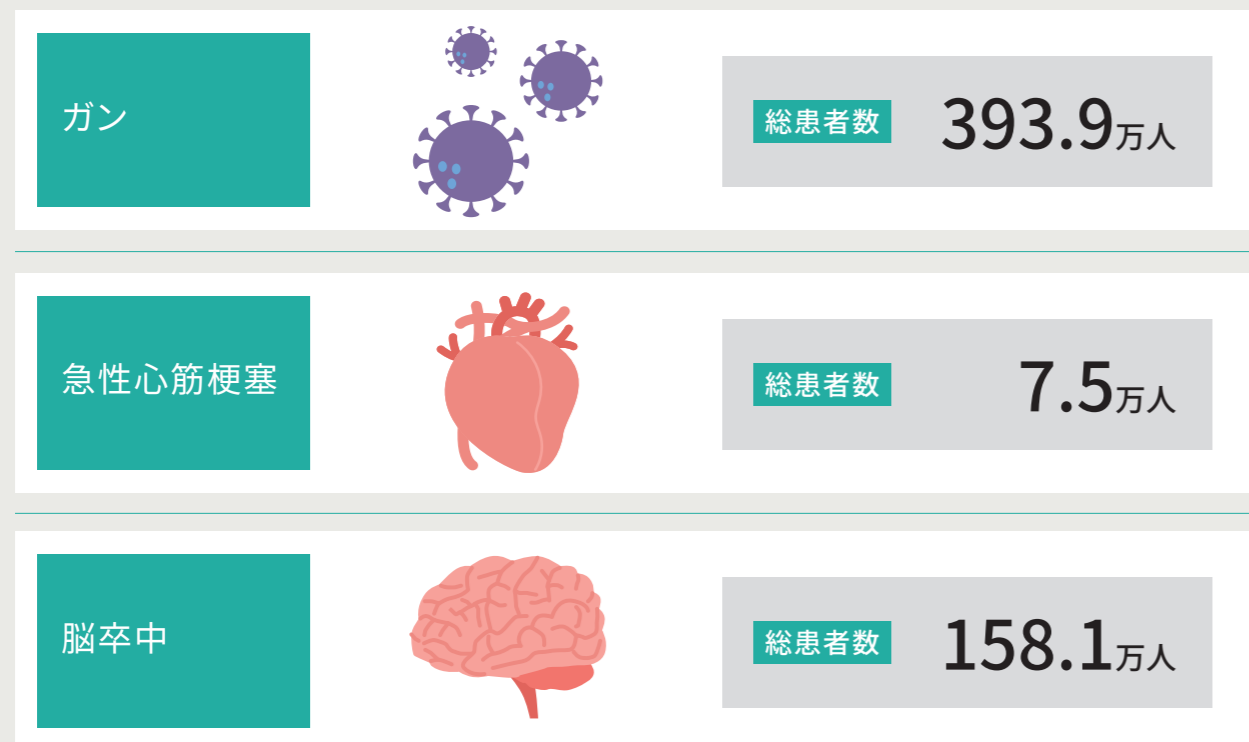
引受保険会社



「ガン・急性心筋梗塞・脳卒中」 誰にでも起こりうる病気だから、 今から備えておきたい。

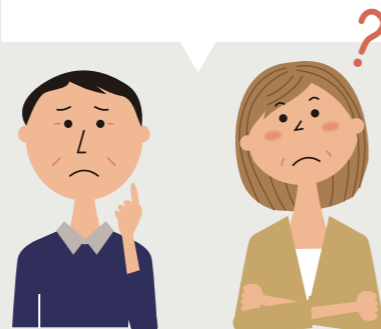
日本では、多くの方々がガン等の特定疾病にかかっています。
ガン等の特定疾病になると、
医療費だけでなく、収入の減少や生活の変化を伴うリスクがあります。
だからこそ、もしものときに備えておくことは、
自分自身にも、家族にとっても大切なことです。

日本の総患者数



出典：厚生労働省「令和5年患者調査」

いま入っている保険で
十分かな…？

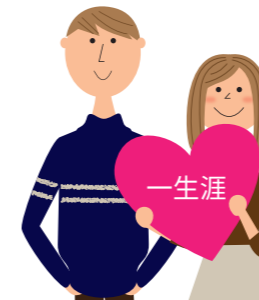


一方で、将来万一のことがあった場合に訪れる相続。
のこされたご家族に、スムーズに資産を引き継ぐためには、
元気なうちから準備する必要があります。

備えながら、スムーズにのこすために「**終身保険**」がお役に立えます。

1 一生涯の保障

万一の保障が一生涯続きます。



2 スムーズに渡す

あらかじめ指定した保険金受取人に、
のこしたい金額をスムーズに渡せます。

〔活用方法の一例〕 相続税の納税資金

保険金受取人からの
保険金請求書類が保険会社に到着

原則5営業日以内

死亡保険金のお支払い

3 保険金の非課税限度額

相続人が受取る死亡保険金のうち、
非課税限度額までは
相続税の課税対象になりません。

相続税法第12条

「保険金の非課税限度額」

500万円 × 法定相続人数

※「保険金の非課税限度額」の適用には、所定の条件を
満たす必要があります。

終身保険にもさまざまな種類がありますが、
選択した通貨建て
ガン等の特定疾病に備えながら、万一にも備える
「**一時払終身保険**」を
検討されてみませんか？



※ 税務上の取扱いは、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。



通貨選択型一時払終身保険
特定疾病保障コース

ガン等の特定疾病は、年齢や性別を問わず誰にでも起こり
得る病気です。

未来につなげる終身保険v2の「特定疾病保障コース」は
“もしものとき”に備えることで、治療に集中できる環境を
整え、家族の生活を守る選択ができます。

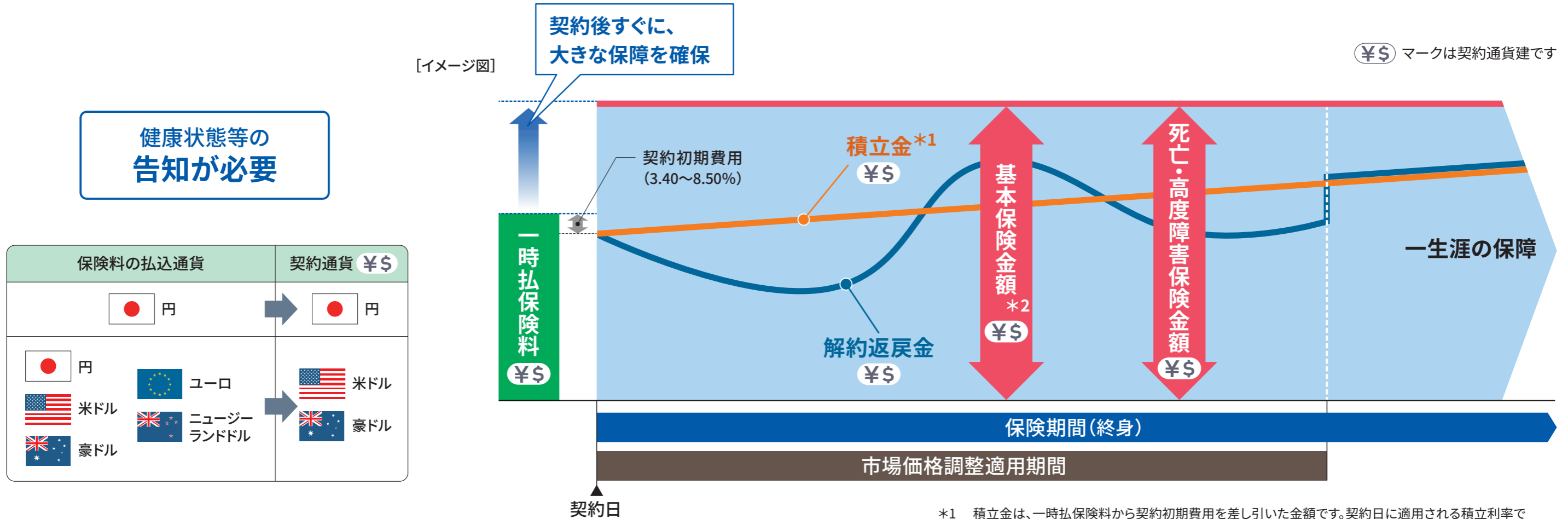
この契約締結前交付書面 兼 商品パンフレットは「特定疾病保障コース」の説明をしています。
この保険には、下記のタイプやコースもあります。お申込み後にタイプとコースの変更はできません。
告知ありタイプ：基本コース／受取コース 告知なしタイプ：基本コース／受取コース

しくみ 1 基本のしくみ

この保険は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから契約通貨をえらびます。
 簡単な健康状態等の告知をすることで、
 契約後すぐに、一時払保険料より大きな保障が確保できます。
 死亡保障に加え、高度障害保障が一生続きます。

※ この保険には「告知ありタイプ」の他に「告知なしタイプ」もありますが、「特定疾病保障コース」には「告知なしタイプ」はありません。

¥\$ マークは契約通貨建です



- *1 積立金は、一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額です。契約日に適用される積立利率で運用します。
- *2 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。



① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。また、市場価格調整適用期間*中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

- * 次のいずれか短い期間です。
- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

② 為替リスク

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお支払いいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

たとえば、**契約通貨建の死亡保険金・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによってはお支払いいただいた金額の円換算額(円でお支払いいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れすることがあります。**

参照 P.28「この保険にかかる費用」および P.30「この保険のリスク」をご覧ください。

特定疾病で所定の状態になったとき、特定疾病保険金をお支払いします。
まとまった資金で、治療費への充当等に活用いただけます。

被保険者の契約年齢範囲: 30~80歳

契約時に、次の **いずれかの方法** で特定疾病保険金額を指定します。

基本保険金額の一部を特定疾病保険金額として指定

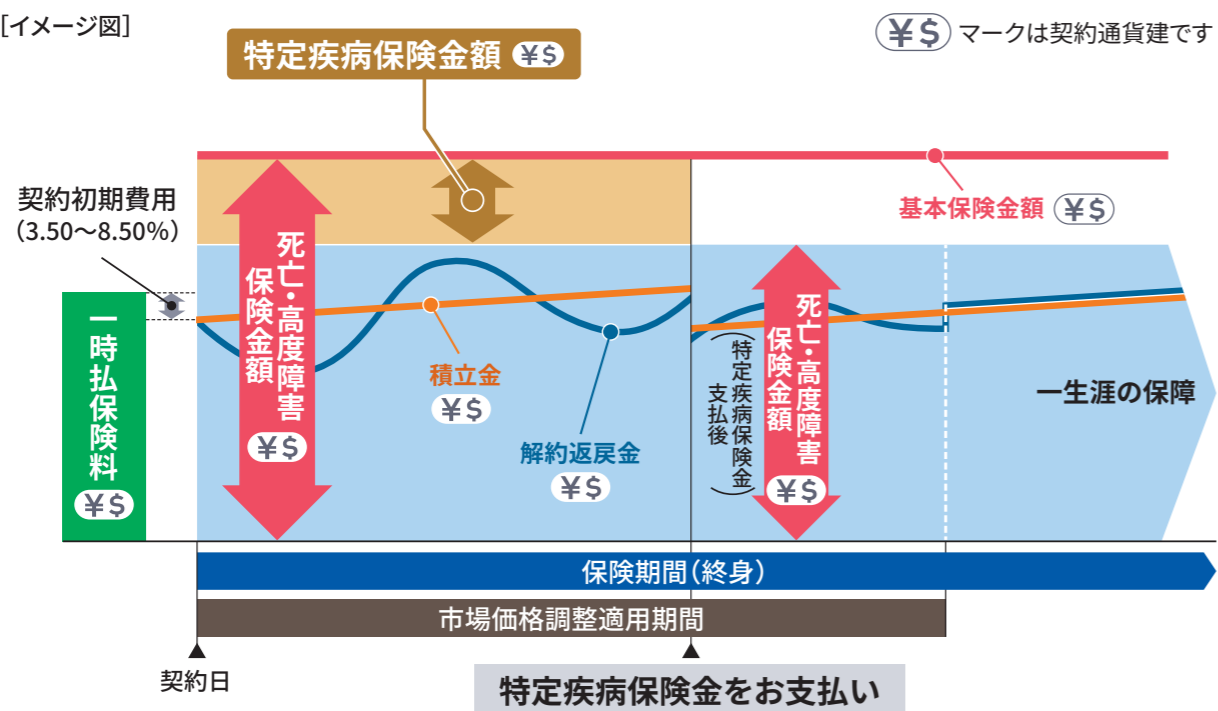
- 契約時に、次のいずれかから特定疾病保険金額をあらかじめ指定いただけます。

契約通貨	指定できる特定疾病保険金額		
円	300万円	500万円	800万円
米ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル
豪ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル

※ 特定疾病保険金額は、基本保険金額の90%以下になるように指定ください。

- 特定疾病保険金を受取った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が、死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。

[イメージ図]



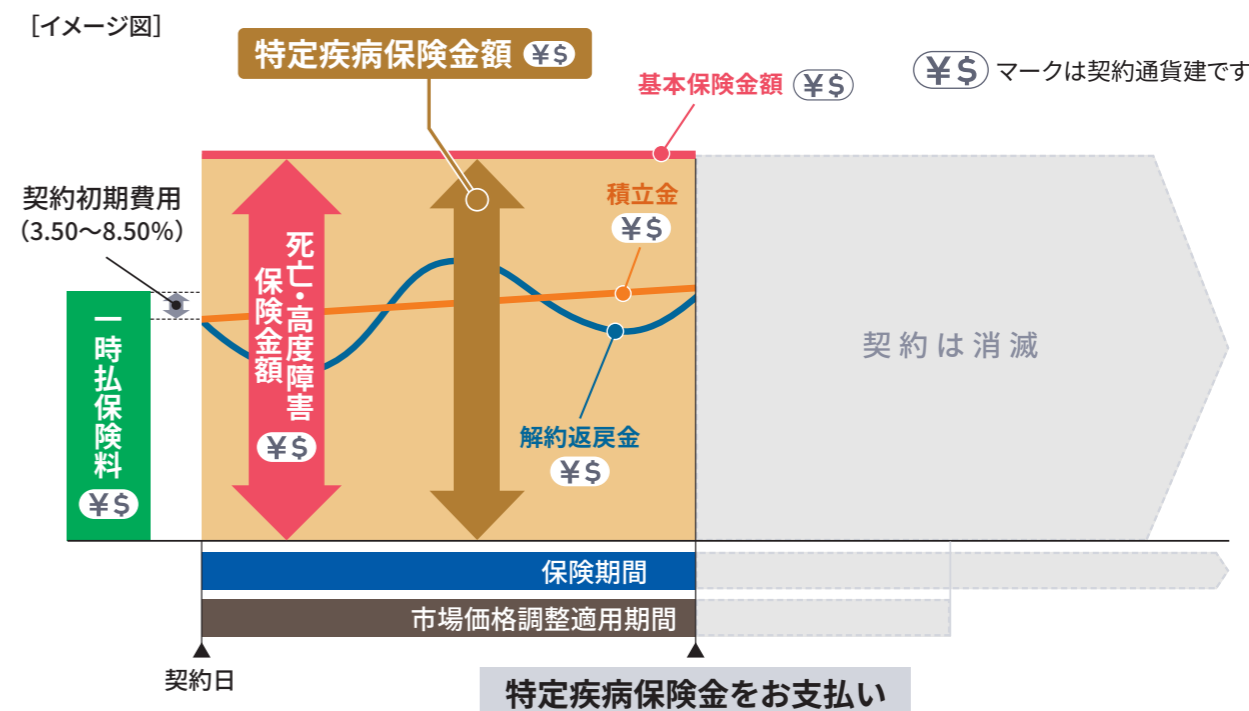
基本保険金額のすべてを特定疾病保険金額として指定

- 契約時に、特定疾病保障割合100%を指定いただけます。

特定疾病保障割合	100%
----------	------

- 特定疾病保険金を受取った後は、契約は消滅します。

[イメージ図]



※ 特定疾病保険金額の上限は、特定疾病保障特則(24)を通算して、2,000万円相当額です。

参照 図は契約内容の変更がな
また、契約時に選択いた
具体的な数値は「設計書」

かった場合のイメージです。
だく特定疾病保険金の金額によってイメージ図は異なります。
をご覧ください。

次のページへ続く

しくみ 2 特定疾病保障コース (つづき)

■ 特定疾病保険金の対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物(ガン)*1	ガン責任開始日*2以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期(契約の保障が開始される時期)以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態*3が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

*1 「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。

*2 「ガン責任開始日」とは、特定疾病保障特則(24)の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。

*3 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。



- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、特定疾病保険金は支払われません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申出があったときは、契約は無効となります。
- 複数の特定疾病に該当しても、特定疾病保険金は重複してお支払いしません。

参照 支払事由および保険金をお支払いできない場合について、くわしくは「**契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)**」または「**ご契約のしおり/約款**」をご覧ください。

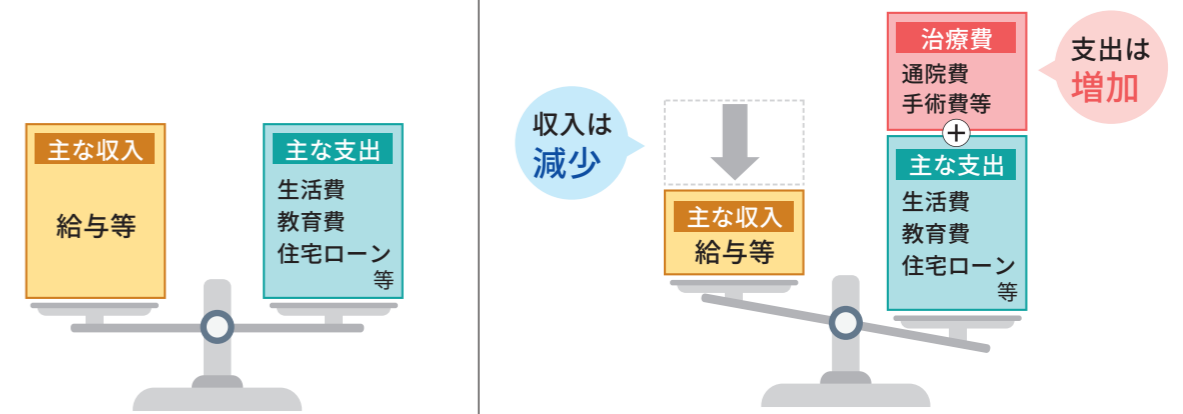
COLUMN

コラム | ガン等の特定疾病にかかった時の収入と支出のバランスは？

ガンや急性心筋梗塞、脳卒中等の特定疾病になると、治療にお金がかかるだけでなく、仕事を休んだり、働く時間を減らしたりすることで、収入が減ってしまうことがあります。その結果、毎日の生活費や住宅ローン、子どもの教育費等、普段の支払いを預貯金等でまかなわなければならない可能性があります。

収入と支出のバランスがいまは取れていても...

ガン等の特定疾病にかかった場合... 預貯金を取り崩していくこと等が必要になってくるかもしれません



「未来につなげる終身保険v2 特定疾病保障コース」なら、特定疾病で所定の状態になったときに、まとまったお金を受け取ることができるので、経済的な不安をやわらげるサポートになります。

告知と診査

被保険者さまご自身による告知または医師による診査を行っていただきます。その内容をもとにマニユライフ生命がお引受の査定を行います。

告知・診査の種類と手続きの流れ

契約年齢等によって、お手続きの取扱いが異なります。

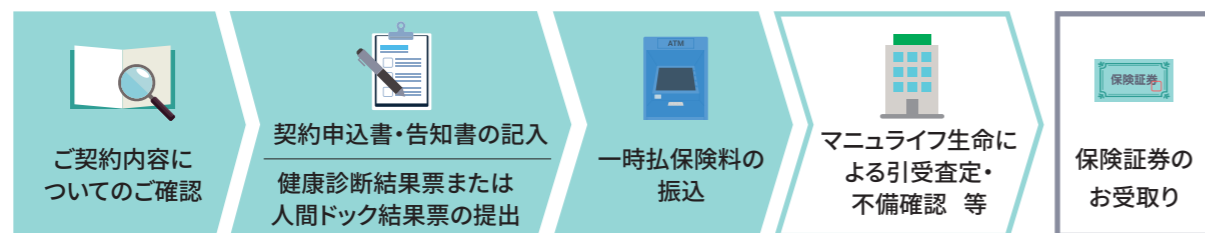
また、告知書扱、健康診断書扱、医師扱では、それぞれ使用する告知書が異なります。

- **告知書扱** ご提出いただく**専用告知書**の記入内容から引受査定を行います。
特定疾病保障特則(24)を適用したご契約は、特定疾病に関する質問を追加した専用告知書となります。



※ STEP1 で該当せず、STEP2 STEP3 に該当する場合に詳細な告知でお申込み可能

- **健康診断書扱** ご提出いただく**告知書**の記入内容および**健康診断結果票**または**人間ドック結果票**から引受査定を行います。



- **医師扱** マニユライフ生命の委託する**診査医が記入した検診書**および**告知書**から引受査定を行います。

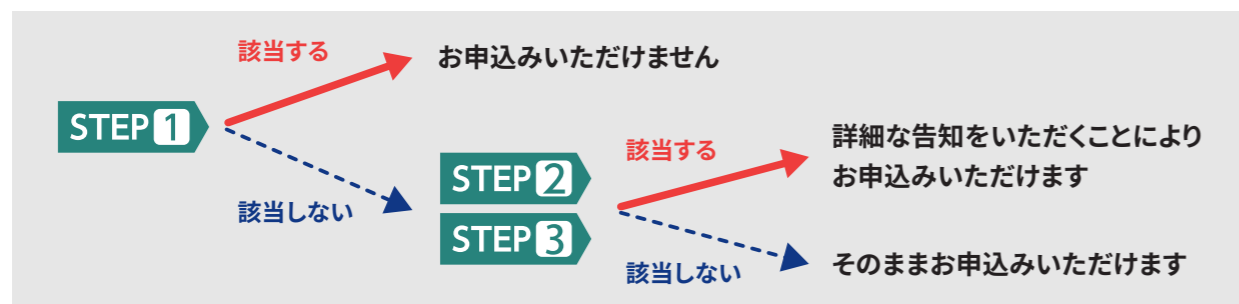


告知書扱による告知の手順

告知書扱の場合、STEP1に該当しなければお申込みできます。

STEP2またはSTEP3に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。

※ 特定疾病保障特則(24)を適用したご契約では、STEP3まで告知が必要です。



告知いただく事項

STEP 1 過去5年以内に、次の病気で診察*1・検査・治療・投薬を受けたことがある。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫など)は悪性新生物に含まれます。		
心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、虚血性心疾患、心臓弁膜症、心筋症、心不全、心房細動および心房粗動		
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血*2)、もやもや病、てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、認知症、アルツハイマー病、統合失調症、双極性障害(躁うつ病)、うつ病、不安神経症、原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)		
肺・気管支の病気	肺気腫、慢性気管支炎	消化器の病気	慢性肝炎、肝硬変、慢性膵炎
腎臓の病気	慢性腎炎、慢性腎不全、ネフローゼ		
その他	こうげん病、合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病		

*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。

*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

STEP 2

- A** 最近3か月以内に入院をしたこと、または医師により入院・手術・検査*3をすすめられたことがある。
 *3 診断が確定している病気についての定期的な検査は除きます。 ※「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、診断確定のための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。
- B** 過去2年以内に、病気やケガにより、2週間以上続けて入院したことがある。
- C** 手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。または、矯正後の左右いずれかの視力が0.1未満である。

STEP 3

- D** 今までに、がん(悪性新生物および上皮内がん)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
 ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫など)は悪性新生物に含まれます。
- E** 過去2年以内に、健康診断(がん検診を含みます)・人間ドックを受けて、下記*4の臓器・検査で要再検査・要精密検査・要治療の指摘を受けたことがある。
 ※ただし、再検査等を受けた結果、異常がなく、その後の診察・検査・治療・投薬が不要と診断された場合を除きます。
- F** 過去2年以内に、下記*4の病気・症状(疑いを含みます)で、診察・検査を受けたこと、または医師により定期的な診察・検査を受けるよう指導されたことがある。

*4 上記のE、Fでご確認の対象となる臓器、検査、病気、症状(疑いを含みます)

臓器：脳、心臓、甲状腺、肺、食道、胃腸、肝臓、腎臓、すい臓、胆のう、前立腺、子宮、卵巣、乳房

検査：尿検査、血液検査、眼底・眼圧検査、便検査、超音波検査(エコー)、画像検査(X線・CT・MRI)

病気・症状(疑いを含みます)：ポリープ、しゅよう、クローン病、かいよう性大腸炎、しゅりゅう、胸のしこり、異形成



告知項目にすべて当てはまらない場合でも、引受けの可否・条件については、マニユライフ生命で得た情報*をもとに総合的に判断のうえ決定します。したがって、引受けできないことや特別な条件をつけて引受けすることがあります。

*健康状態、職業、体格、マニユライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等

生命保険の活用

ガン等の特定疾病に備えながら、大切な資産をその思いにお応えします。

家族にのこしてあげたい

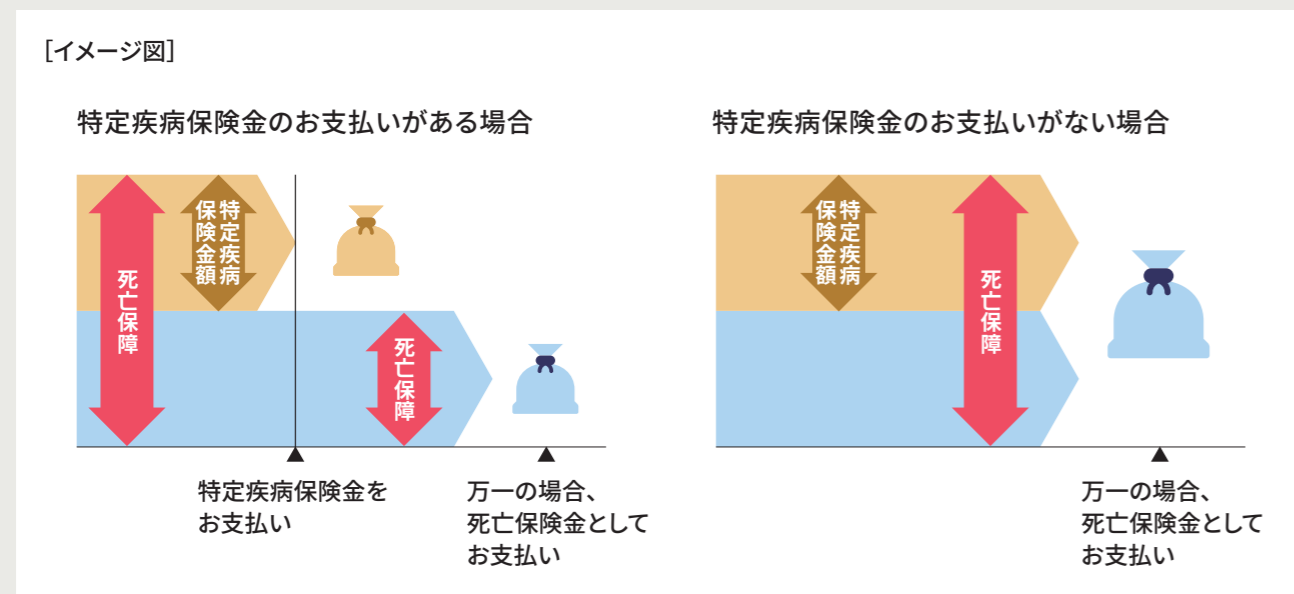
経済的な安心を得ながら、治療に専念できる環境を整えられます。

入院給付や手術給付とは異なり、「未来につなげる終身保険v2 特定疾病保障コース」では、特定疾病で所定の状態になったときに自由に使える資金として、特定疾病保険金の活用が可能です。そのため、先進医療や自由診療、通院費用のほか、生活費等治療以外の費用にも充当できます。また、万一の備えがあることで、治療に集中できる環境が整い、ストレス軽減にもつながります。



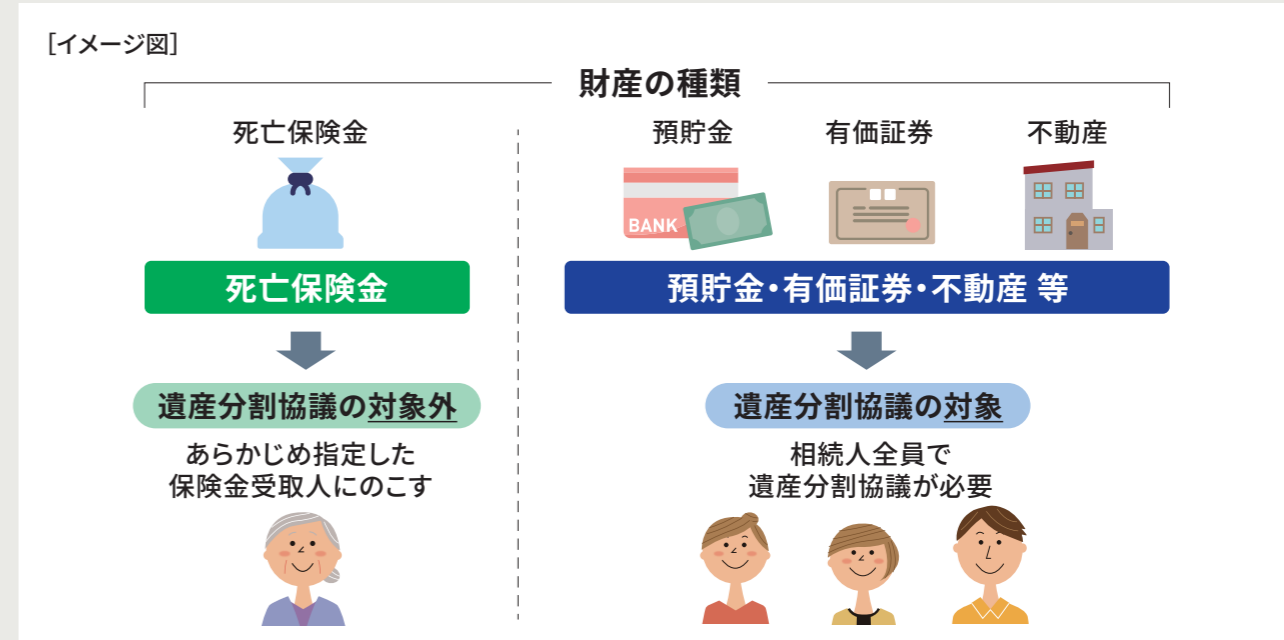
特定疾病保険金を受取らなかった場合は、死亡保障として家族にのこせます。

特定疾病に備えることで、ガン等の特定疾病になったときに特定疾病保険金を受取ることができます。しかし、特定疾病にならなかった場合でも、保険がムダになるわけではありません。特定疾病にならずに万一のことがあった場合は、死亡保障として家族が死亡保険金を受取れます。

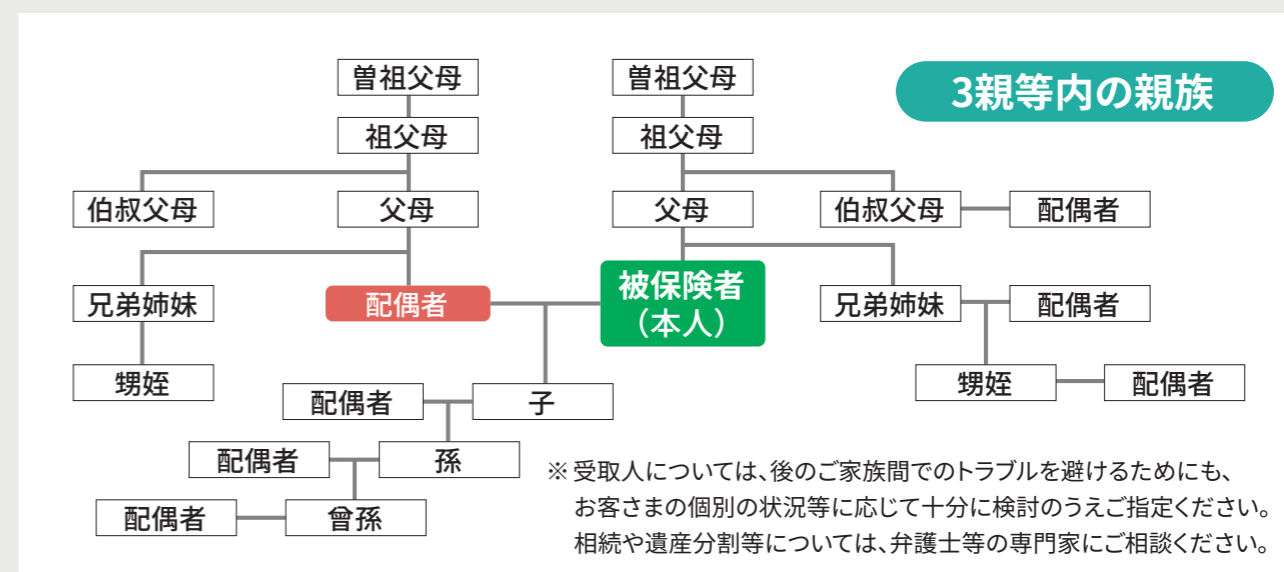


生命保険の死亡保険金であれば、お金の名前をつけてのこせます

生命保険の死亡保険金は受取人の固有財産となり、原則として遺産分割協議の対象外*となります。そのため、万一の場合あらかじめ指定された保険金受取人に現金をのこせます。
*相続人の中で著しい不公平がある場合、受取人の固有財産とみなされない場合があります。



「未来につなげる終身保険v2 特定疾病保障コース」の死亡保険金受取人の指定範囲



○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。




INDEX

	ページ
1 引受保険会社	P.14
2 この保険の特徴としくみ	P.14
3 積立利率	P.17
4 保障内容	P.18
5 主な特約	P.20
6 契約者配当金	P.21
7 解約返戻金	P.22
8 諸費用	P.24
9 引受条件	P.25

1 引受保険会社

商号： マニユライフ生命保険株式会社
本社所在地： 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連絡先： コールセンター TEL：0120-063-730
ホームページ： www.manulife.co.jp

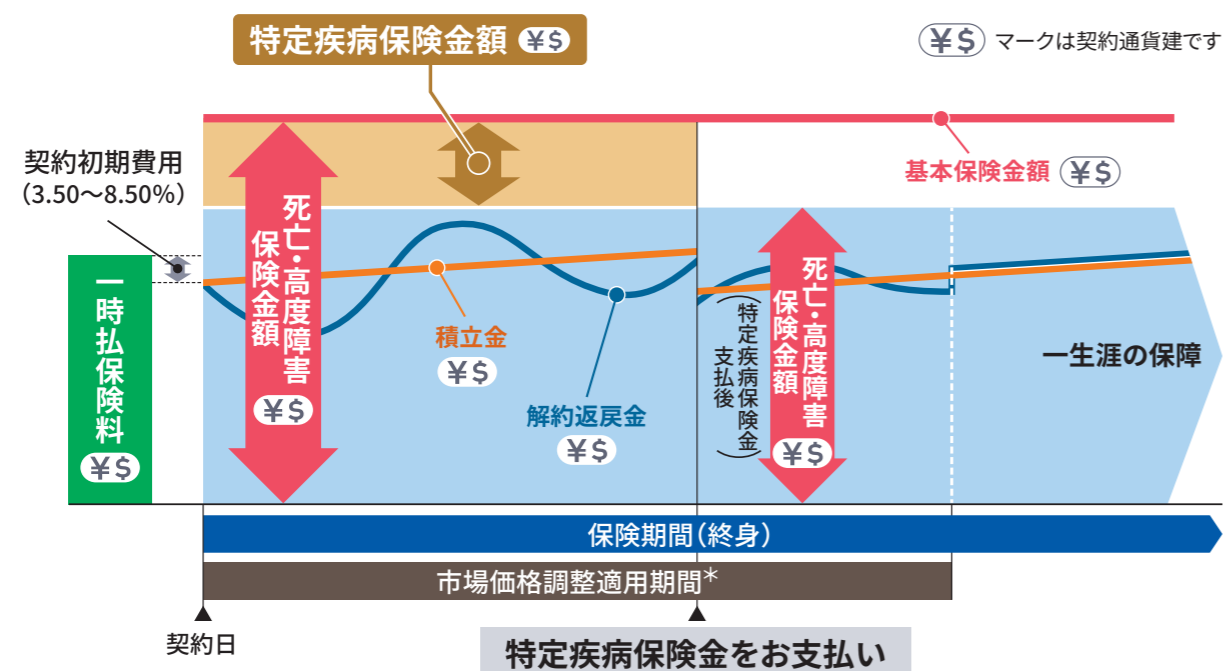
2 この保険の特徴としくみ

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型一時払終身保険です。
- この保険は、一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、契約時に選択した通貨(契約通貨)および契約年齢に応じた積立利率で運用する終身保険です。
- 健康状態等の告知を行い、死亡・高度障害保障が契約後すぐに一時払保険料を上回ります。
- 契約時に、契約通貨を次のいずれかから選択いただけます。
 円  米ドル  豪ドル
※ 契約後は、契約通貨の変更はできません。
- 一時払保険料や保険金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。
- 基本保険金額は、保険金をお支払いする場合に基準となる金額のことで、次の要素等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
 - 被保険者の契約年齢、性別
 - 一時払保険料
 - 契約日の積立利率
 - 特定疾病保険金額または特定疾病保障割合
- 契約者が法人の場合、契約日から10年以内は、法人から個人への契約者変更ができません。

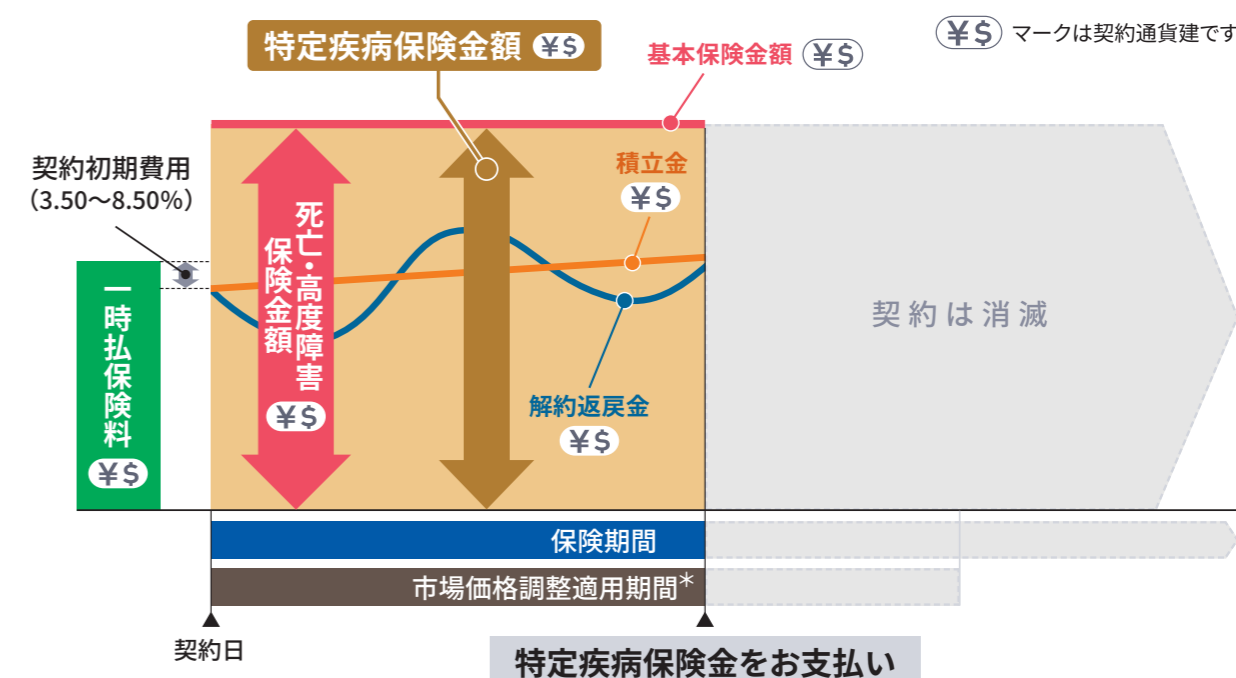
次のページへ続く →

- 被保険者が死亡した場合、または所定の高度障害状態に該当した場合に、保険金をお支払いします。
- 一時払保険料よりも高い基本保険金額を、契約時から一生涯にわたって保証します。
- 特定疾病保障特則(24)の適用により、特定疾病による支払事由に該当した際に特定疾病保険金を支払います。
特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。
ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

[イメージ図] 特定疾病保障コース 特定疾病保障特則(24)を適用
特定疾病保障割合100%以外の場合



[イメージ図] 特定疾病保障コース 特定疾病保障特則(24)を適用
特定疾病保障割合100%の場合



* 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

- ※ 「特定疾病保障特則(24)」は契約の途中で適用できません。
- ※ 「特定疾病保障特則(24)」を単独で解約はできません。
- ※ ご契約が消滅する場合、「特定疾病保障特則(24)」も消滅します。

- ※ 「特定疾病保障特則(24)」は契約の途中で適用できません。
- ※ 「特定疾病保障特則(24)」を単独で解約はできません。
- ※ ご契約が消滅する場合、「特定疾病保障特則(24)」も消滅します。

この保険のリスク

① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

② 為替リスク 契約通貨が次のとき： 米ドル 豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお済みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。** 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

3 積立利率


- 積立利率とは、積立金に適用される利率です。
- 積立利率は、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
- 契約通貨および契約年齢、特則の有無等により、設定する積立利率は異なります。
- 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利(マニユライフ生命が定める期間の平均値)に、-1.0%から2.5%を増減*1させた範囲内でマニユライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引いた利率となります。

*1 次を考慮して設定します。
 ・指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差
 ・運用資産の金利リスク等

- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*2)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

*2 SOFR(ソファ) : 「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。
 ※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。



- **積立金の計算の際に次の費用を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。**
 [特定疾病保障コース]
 死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用(保険関係費)
- 積立利率は、マニユライフ生命が定めた利率から、**保険契約の締結・維持に必要な費用(保険関係費)をあらかじめ差し引いて設定します。**

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

参照 ご契約に適用する積立利率および実質的な利回り(年複利)は、「**設計書**」で確認できます。

参照 最新の積立利率は、「**設計書**」または**マニユライフ生命ホームページ**をご覧ください。

4 保障内容

被保険者が責任開始期以後に支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。死亡保険金および高度障害保険金をお支払いした場合、契約は消滅します。特定疾病保障コースは、特定疾病保険金を支払った後も、契約は継続します。ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

特定疾病保障コース

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	① 保険金額*1 ② 解約返戻金額	傷害または疾病により所定の高度障害状態*2に該当されたとき	被保険者
特定疾病保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ① 特定疾病保険金額 ② 特定疾病保険金部分の解約返戻金額	所定の特定疾病の状態*3に該当されたとき	被保険者

*1 特定疾病保険金のお支払い前は基本保険金額、特定疾病保険金のお支払い後は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。

*2 くわしくは、「**ご契約のしおり/約款**」をご覧ください。

*3 次ページ「特定疾病保険金の対象となる特定疾病」をご覧ください。

※ 複数の特定疾病に該当しても、特定疾病保険金は重複してお支払いしません。

次のページへ続く ➡

特定疾病保険金の対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物 〔ガン〕	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性 心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

※「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。

※「ガン責任開始日」とは、この特則の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

参照 保険金の試算額等は、最新の「**設計書**」をご覧ください。

参照 保険金をお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

5 主な特約

参照 くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

保険料の払込通貨に関する特約

契約通貨が次のとき： 米ドル 豪ドル

- 保険料円入金特約B型
- 保険料米ドル入金特約B型
- 保険料ユーロ入金特約B型
- 保険料豪ドル入金特約B型
- 保険料ニュージーランドドル入金特約B型

- 保険料を契約通貨（米ドル・豪ドル）と異なる通貨でお払込みいただける特約です。
- 契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた保険料相当額は、下表の換算基準日の為替レートで契約通貨建の保険料に換算します。

対象	換算基準日
保険料	マニユライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領する日

※ 契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニユライフ生命の定める為替レートです。

※ マニユライフ生命の定める為替レートは、営業日毎に変動し、換算基準日の為替レートが適用されます。

マニユライフ生命へ着金する日（換算基準日）を金融機関にご確認のうえ、送金ください。

※ これらの特約は、重ねて付加（複数の通貨でのお払込み）できません。

円支払特約B型

契約通貨が次のとき： 米ドル 豪ドル

- 外貨建の保険金等を下表の換算基準日の為替レートで円に換算し、円でお受取りいただける特約です。
- 保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により付加できます。

対象	換算基準日
死亡保険金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受付けた日*の翌営業日
高度障害保険金	
解約返戻金	
リビング・ニーズ特約の特約保険金	
特定疾病保障特則（24）の特定疾病保険金	

* 書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受付けた日

※ 円に換算する為替レートは、マニユライフ生命の定める為替レートです。

※ この特約を付加して外貨建の保険金等を円で受取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

次のページへ続く

リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6か月以内と判断された場合、マニユライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※ 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※ 死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いした場合、基本保険金額は減額されたものとみなします。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

指定代理請求特約

- 被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金、特定疾病保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金）について、被保険者ご自身をご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。

※ 契約者は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定できます。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

6 契約者配当金




- この保険には、契約者配当金はありません。

7

解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって、ご契約の解約、基本保険金額の減額ができます。その場合、解約返戻金を支払います。
- 解約した場合、ご契約は消滅します。
- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。特定疾病保障コースで、基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されます。

減額後の基本保険金額条件

契約通貨	減額後の基本保険金額
 円	200万円以上
 米ドル	20,000米ドル以上
 豪ドル	20,000豪ドル以上

- **ご契約を解約・減額される時期によって、解約返戻金額の計算方法が異なります。**

〔特定疾病保障コース〕

[市場価格調整適用期間^{*1}中の解約返戻金額]

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日} \cdot \text{減額計算基準日}^{*2} \text{の積立金額}^{*3} \times \text{市場価格調整率}$$

[市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額]

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日} \cdot \text{減額計算基準日の積立金額}$$

*1 次のいずれか短い期間です。

・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

*2 マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受付けた日。ただし、書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受付けた日

*3 減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額

次のページへ続く 

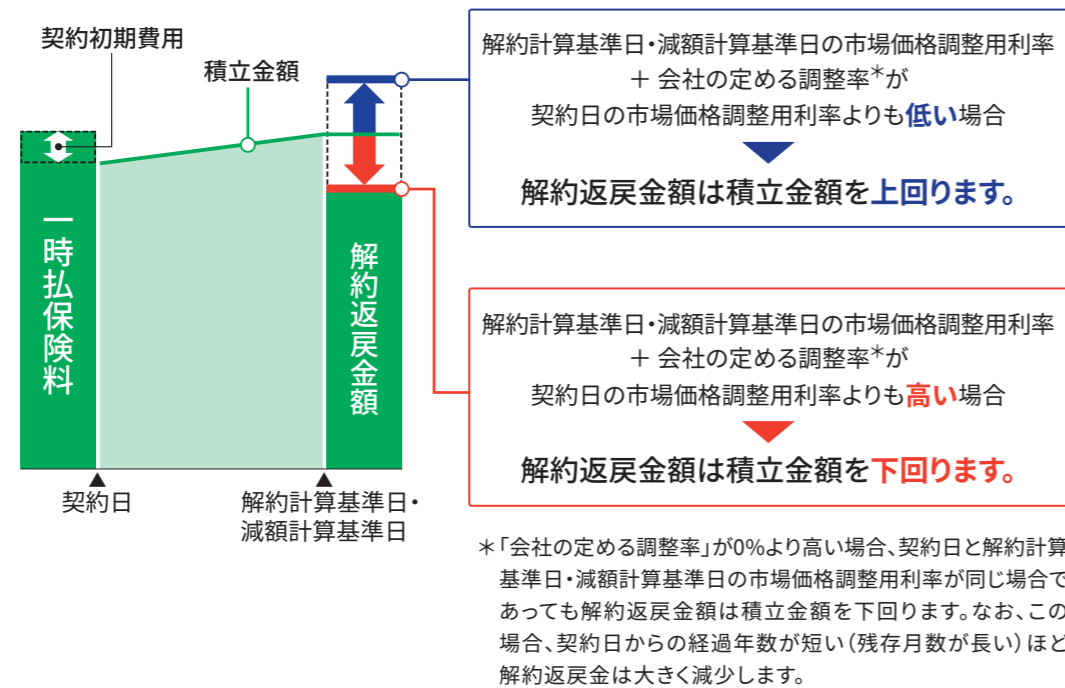
市場価格調整率

- 運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \frac{\text{解約計算基準日・減額計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}}{12}} \right)^{\text{残存月数}^{*4}}$$

- *1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュアル生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数(月数未満切上げ)×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

[イメージ図] 市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ



ご参考 | ご契約を解約した場合の市場価格調整率の例

前提条件

- コース：特定疾病保障コース
- 契約通貨：米ドル ●契約年齢・性別：60歳・男性
- 契約日の積立利率：年4.00% ●契約日の市場価格調整用利率：年3.50%
- 解約計算基準日の市場価格調整用利率：年4.50%
- 会社の定める調整率：0.00% ●市場価格調整適用期間：20年

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
市場価格調整率	79.49%	80.02%	80.57%	81.11%	81.66%

契約日からの経過年数	10年	15年	19年
市場価格調整率	84.47%	87.37%	89.76%

※20年経過後は、市場価格調整を適用しません。
 ※例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日を解約計算基準日とした場合の率です。
 ※2026年4月現在、会社の定める調整率は、0.00%です。将来変更されることがあります。

参考 解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご覧ください。

8 諸費用

- この保険にかかる費用は、次の合計額となります。

契約初期費用 保険関係費

- そのほか、契約通貨として外貨(米ドル・豪ドル)を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

参考 P.28「この保険にかかる費用」をご覧ください。

9 引受条件

被保険者の契約年齢 (満年齢)	特定疾病保障コース 30～80歳					
最低保険料と 保険料の単位 (契約通貨建)	円	米ドル	豪ドル			
	200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)			
保険料の払込通貨が 契約通貨と異なる場合の 通貨の取扱単位	契約通貨が次のとき： 米ドル 豪ドル					
	円	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル	
	10,000円	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル	
	※ 契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。					
特定疾病保険金額の 指定	〔特定疾病保障特則(24)を適用したご契約〕 金額指定* または 特定疾病保障割合100%					
	契約時に 選択	金額指定	円	300万円	500万円	800万円
			米ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル
			豪ドル	3万ドル	5万ドル	8万ドル
		特定疾病保障割合		100%		
	* 金額指定の場合は、特定疾病保険金部分以外の部分の保険金額は、基本保険金額の10%以上となるように、契約時に指定いただきます。契約締結後は変更できません。					
最高基本保険金額	〔特定疾病保障コース〕					
	<ul style="list-style-type: none"> 基本保険金額 20億円相当額 特定疾病保険金額 2,000万円相当額* 					
	* 特定疾病保障特則(24)の通算					
	※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。					
	※ 被保険者の契約年齢・職業等やマニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。					
	※ 基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。					
保険料の払込方法	一時払のみ ※ マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。					
保険期間	終身					

※ 契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

- ご契約の具体的な内容は、「契約申込書(情報端末を利用した場合は、お手続き画面)」にご記入いただきます。
- お申込みの際には、ご契約内容を以下でご確認ください。
 - ・ 契約概要(本書面)
 - ・ 契約申込書*
 * 情報端末を利用した場合、お手続き画面
- お申込みから契約日までの間に次の変更があった場合、**基本保険金額は変更されます。**
 - ・ 積立利率の変更： **変更後の積立利率が適用されます。**
 - ・ 年齢の変更： **変更後の年齢が契約年齢となります。**
 したがって、**15日・月末・被保険者の誕生日の直前にお申込みの場合は十分にご注意ください。**

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

INDEX

	ページ
この保険にかかる費用	P.28
この保険のリスク	P.30
1 この商品は生命保険です	P.31
2 クーリング・オフ制度	P.31
3 健康状態等の告知	P.33
4 保障の開始(責任開始期)	P.34
5 保険金をお支払いできない場合	P.35
6 解約・基本保険金額の減額	P.35
7 新たなご契約へ乗り換える場合	P.36
8 保険料を契約通貨と異なる通貨で払込む場合等のご留意事項	P.36
9 税務のお取扱い	P.37
10 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.39
11 保険金のお支払いに関する手続き等	P.39
12 各種手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.40

この保険にかかる費用

契約初期費用

契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(契約初期費用)を控除します。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

告知ありタイプ

項目	契約年齢*	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%
80歳	3.50%	3.90%	

*年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

保険関係費

告知ありタイプ

〔特定疾病保障コース〕

- **保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用**

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

※ **保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。**

次のページへ続く →

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

● 金融機関で通貨交換をされる場合

外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

● 金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合

一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

● 通貨交換に関する特約等を利用される場合

「保険料米ドル入金特約B型」「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」などの為替レートには為替手数料が含まれており、お客様のご負担となります。各為替レートは、マニユライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料米ドル入金特約B型」などの為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	
「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※ 2026年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険のリスク

① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

② 為替リスク

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

1 この商品は生命保険です

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 次のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- ・申込書を記入していただいた日*
- ・一時払保険料相当額をお支払いいただいた日

この場合、お支払いいただいた金額をお返します。

*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。

- クーリング・オフのお申出をされた場合、お支払いいただいた金額を、マニライフ生命に保険料としてお支払いいただいた通貨でお返します。
したがって、契約通貨が外貨の場合、保険料円入金特約B型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返する通貨が異なります(保険料円入金特約B型を付加しない場合は、外貨でお返します)。

	保険料のお支払い時の通貨	クーリング・オフに伴いお返する通貨
保険料円入金特約B型を付加する場合	円*1	円*3
保険料円入金特約B型を付加しない場合	外貨*2	外貨*4

*1 保険料円入金特約B型の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。

*2 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。

また、お客様の口座からマニライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

*3 円でお支払いいただいた金額と同額をお返します。

*4 外貨でお支払いいただいた金額と同額をお返します。ただし、外貨でお返するため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、次の①～④により、お返する金額を円に換算した金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**

① 円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料

② 外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料

③ 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料

④ 為替差損(益)

- マニライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合等**は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申出方法

次の事項をご記入のうえ*1、マニライフ生命の本社宛てに書面*2によりお申出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

*2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申出ください。

*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。

口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行います。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)

返金先口座 ○○銀行○○支店

普通△△△△△△△△ 口座名義人○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△-△-△

氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2

東京オペラシティタワー

マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申出はできません。

参照 クーリング・オフは、**マニライフ生命ホームページ**(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。

事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、

ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」でマニュアル生命がおたずねする次の事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - ・過去の傷病歴(傷病名・治療期間等) ・現在の健康状態
 - ・身体の障がい状態 ・職業 等
- 告知受領権はマニュアル生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」)およびマニュアル生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けすることがあります。
- マニュアル生命の担当職員またはマニュアル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただきます場合があります。

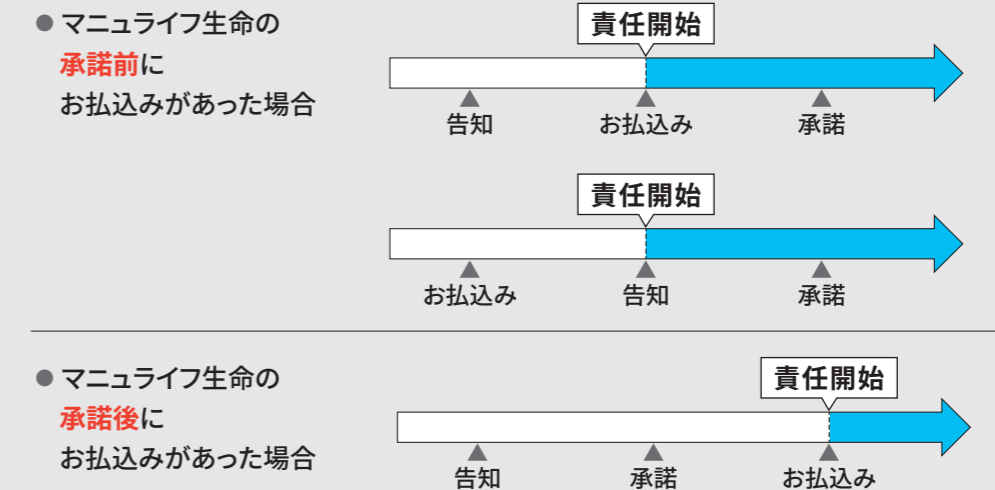


告知義務違反によるご契約の解除・取消について

- 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、マニュアル生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。

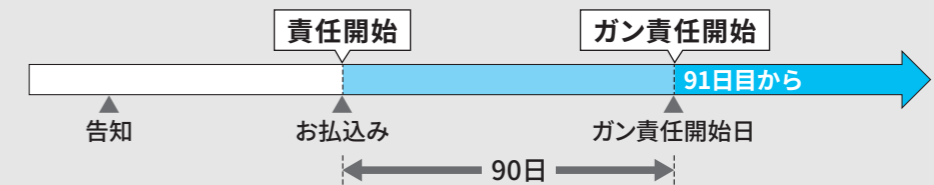
- この保険では、責任開始期を契約日とします。
- 保障の責任は、告知と一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。
- お申込みいただいたご契約をマニュアル生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了した時(責任開始期)から、マニュアル生命は契約上の責任を開始します。

責任開始の例



- 特定疾病保障特則(24)を適用した場合のガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目(ガン責任開始日)からとなります。

ガン責任開始の例



- 生命保険募集人は、お客さまとマニュアル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニュアル生命が承諾したときに有効に成立します。

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 ・ 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺
 - ・ 受取人等の故意による支払事由該当等
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 ・ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ 契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ガン責任開始日の前日以前にガンと診断確定されていた場合、ガンに関する保険金はお支払いしません。

参照 P.22「7.解約返戻金」をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・ お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - ・ 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たなご契約については、次の場合に保険金が支払われないことがあります。
 - ・ 告知義務違反
 - ・ 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
 - ・ 責任開始期前の原因による発病等
- 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

- 保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただく場合、以下の点にご注意ください。
 - ・ お払込みいただく保険料相当額を契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニユライフ生命の定める為替レートです。
 - ・ マニユライフ生命の定める為替レートは、営業日毎に変動し、換算基準日の為替レートが適用されます。マニユライフ生命へ着金する日（換算基準日）を金融機関にご確認のうえ、送金ください。
- 保険料（保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加した場合は、保険料相当額）を外貨でお払込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引受けできなかったときは、お払込みいただいた金額をお払込みいただいた通貨でお返します。その場合、以下の点にご注意ください。
 - ・ 外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは、取扱金融機関にご確認ください）。
 - ・ お返しした外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

□ 契約時

お支払いいただいた一時払保険料は、お支払いいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※一時払のため、お支払いいただいた年のみの適用となります。

□ 解約・基本保険金額の減額時（差益がある場合）

所得税（一時所得）＋住民税

□ 死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

□ 特定疾病保険金・高度障害保険金等受取時

特定疾病保険金、高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受取った場合、非課税扱になります。

□ 契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱い

契約通貨が次のとき：  米ドル  豪ドル

- 契約通貨が外貨の場合も、日本国内で契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いは、日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。

この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様にお取扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税（一時所得）	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税（一時所得）	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

*1 TTMとは対顧客電信買相場場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場場のことをいいます。

*2 「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお支払いいただいた場合、一時払保険料は、そのお支払いいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお支払いいただいた場合、一時払保険料はそのお支払いいただいた金額が基準となります。

※死亡保険金等を外貨でお受取りの場合、円に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨での受取額が一時払保険料を下回る場合があります。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受付けた日*3の翌営業日
死亡保険金	

*3 書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受付けた日

ご参考 | 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費（一時払保険料等）} - \text{特別控除（50万円）} \} \times 1/2$$



税務上の取扱いは、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

10 信用リスクと生命保険契約者保護機構

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始は除く）
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11 保険金のお支払いに関する手続き等

□ お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」、マニユライフ生命ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニユライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合等にはご連絡ください。

□ 保険金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

12 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

□ マニユライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情については、下記までご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター
TEL.0120-063-730

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

□ 指定紛争解決機関について

- この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

アフターサービス



マニライフ生命が提供する
サービス



マイページ
mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら



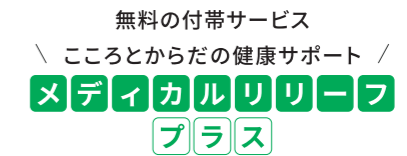
コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等



ティーベック(株)が提供する
サービス



■ **メディカルほっとコール24** (対象：被保険者とそのご家族)

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談(予約制)

■ **メディカルソムリエ** (対象：被保険者)

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。

Web版・冊子版

「ご契約のしおり／約款」のご案内



「ご契約のしおり／約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。
Web版と冊子版があり、お申込み時にいずれかをご選択ください。

Web版を
ご希望される
場合

QRコードから
閲覧する場合

スマートフォン等で
QRコードを読み取ってください。



URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0639132100>
※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

マニユライフ生命
ホームページから
閲覧する場合

- ① マニユライフ生命ホームページにアクセス
- ② 「ご契約者さま」タブより「Web約款一覧」をクリック
- ③ 「しおり／約款をWebで受け取られる方」をクリック
- ④ 以下に記載の検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード 0639132100

冊子版を
ご希望される
場合

お申込みまで

募集代理店の担当者にお申し出ください。

お申込み後

下記コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター
0120-063-730
受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

※ お申込み時にWeb版をご希望された場合でも
ご請求いただけます。

お客様の個人情報の お取扱い

マニユライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニユライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」、マニユライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお問い合わせをご覧ください。

金融犯罪ゼロ社会を目指して

架空請求や悪質な投資勧誘にご注意ください。

